

ご あ い さ つ

全国青年司法書士協議会の益々のご発展、また貴会員の方々が日頃から研鑽され、司法書士制度発展に寄与されていることに心より敬意を表します。貴協議会第49回東京全国研修会を開催されるにあたり、お祝いを申し上げます。

わが国の少子高齢化は、世界に類のない速度で進んでおります。このような中で、年金に対する期待と関心はますます高まっております。

ご承知のとおり、20歳以上60歳未満の国民は何らかの公的年金に加入していなければなりません。公的年金は、大きく分け厚生年金、共済年金、そして自営業の方々が加入している「国民年金」の3つの制度から成り立っております。ところが「**国民年金の年金額(令和3度40年間満額納付で月額約6万5000円)**」は他の制度の年金額と比べ、残念ながらゆとりのある年金とはいえません。

そこで、平成30年4月に法律が改正され「国民年金」の上乗せ部分として国民年金基金が設立されました。当基金は、司法書士の福利厚生を図ることを主たる目的として、日本司法書士会連合会の全面的な支援を受け、同年8月に設立されました。本年8月現在では全国で**7500名以上**の方がご加入、うち**2700名以上**の方が既に年金を受給されております。お預かりしている**年金資産は360億円**(令和3年3月末)を超えております。

国民年金基金は、サラリーマンの厚生年金、公務員等の共済組合と同じく、国民年金という共通の土台に上乗せする**自助努力・積立方式**の年金制度であります。裏面比較表のとおり、年間利回りが**1.50%(固定)**でありますから、金融機関の定期預金や個人年金に比べ、高い利回りの金融商品であります。また**掛金は全額社会保険料控除の対象**とされ、受け取る年金には公的年金等控除が適用されます。これは、**所得税や住民税の節税効果**となります。

是非この機会にパンフレットをご覧になり、国民年金基金制度をご理解いただき、ご加入されることをお勧めします。既にご加入されている方は増口をお勧めします。また配偶者の方や事務所にお勤めの従事者の方もご加入できますのでお勧めくださいますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協議会のますますのご発展と貴協議会会員の方々のご健勝を祈念しましてご挨拶といたします。

令和3年11月

司法書士国民年金基金 理事長 細田 長司

(平成17年9月から全国青年司法書士協議会は、司法書士国民年金基金の加入勧奨団体となっております。)

《預貯金等との比較表》 令和3年9月現在

年間利回り	国民年金基金	1.50%(固定)		
	金融機関の預貯金	A銀行	10年定期	0.002%

《掛金の税金控除》 全額社会保険料控除の対象額

課税所得(万円)	所得税率(%)	住民税率(%)	税率合計(%)	備考
～195	5.105	10	15.105	平成25年1月1日から 令和19年12月31日まで 「復興特別所得税」を 併せて徴収するため、 102.1%を乗じた率に なりました。
195～330	10.210	10	20.210	
330～695	20.420	10	30.420	
695～900	23.483	10	33.483	
900～1800	33.693	10	43.693	
1800～4000	40.840	10	50.840	
4000～	45.900	10	55.900	

(計算例) 課税所得が**500万円**の方が基金の控除がなかったら

税額は、**500万円**×**30.420%**－427,500円＝**109万3500円**…………①

【国民年金基金毎月の掛金**3万円**で加入した場合】 () 内は計算式

控除額は **36万円** (3万円×12ヶ月)

課税所得は、**464万円**となります。(500万円－36万円)

税額は、**464万円**×**30.420%**－427,500円＝**98万3988円**…………②

その差額は(①－②)、109万3500円－98万3988円＝**10万9512円** (節税効果)

《年金の税金控除》

基金からの年金を含めた国民年金や厚生年金の老齢年金等の公的年金は、確定申告時の「雑所得」になりますが、合計額に応じて下記のような控除額を差し引いた額が課税所得の対象となり、「雑所得」として計上します。

	公的年金等の収入額	公的年金等控除額 (公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合)
12月31日現在の年齢が 65歳以上の方	330万円以下	110万円
	330万円超410万円以下	年金収入×25%+27万5,000円
	410万円超770万円以下	年金収入×15%+68万5,000円
	770万円超1,000万円以下	年金収入×5%+145万5,000円
	1,000万円超	195万5,000円

(計算例) 公的年金等の収入額が**400万円**の場合の「雑所得」

収入金額 － 控除額 ＝ 雑所得

400万円－(400万円×25%+27万5,000円)＝**272万5,000円**

《確定給付年金と確定拠出年金(iDeCo)》

- ・ 国民年金基金は基本的に終身(お亡くなりになるまで)の「**確定給付年金**」ですので、将来の年金額が予め決まっています。将来の受取額の想定が容易なため、老後の生活設計にお役に立てると考えております。
- ・ 「**確定拠出年金(iDeCo)**」は、ご自分の掛金(年金資産)の運用方法を自ら決定します。将来の年金額は運用実績によって変動しますので、確定していません。その上、終身年金ではありません。
- ・ 最近、金融機関では「**確定拠出年金**」(iDeCo)のセールスが行われておりますが、老後を見据えてバランスよくご加入されることをお勧めします。